

東浦町特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的とする子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援に係る事業（こども誰でも通園制度）（以下「事業」という。）を行うに当たり、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者（以下「特定乳児等通園支援事業者」という。）とする。

（対象児童）

第3条 事業の対象となる子ども（以下「対象児童」という。）は、法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子ども（以下「支給対象小学校就学前子ども」という。）のうち、生後6月以上のものとする。

（実施施設）

第4条 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、法第54条の2第2項に規定する乳児等通園支援事業所とする。

（利用時間）

第5条 事業の利用時間は、対象児童1人当たり1月につき10時間を上限とする。

（認定申請等）

第6条 法第30条の15第1項の規定による乳児等のための支援給付に係る認定（以下「給付認定」という。）の申請（以下「認定申請」という。）は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（様式第1）により行う。

2 法第30条の15第3項の規定による乳児等支援支給認定証（以下「乳児等支援支給認定証」という。）の交付は、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（様式第2）により行う。

（認定申請の却下）

第7条 町長は、認定申請に係る審査の結果、当該申請に係る子どもが支給対象小学校就学前子どもでない者その他認定することが適当でないと認めるものに該当するときは、当該認定申請を却下するものとする。

2 町長は、認定申請を却下したときは、当該認定申請をした者に対し、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請却下通知書（様式第3）によりその旨を通知する。

（変更の届出）

第8条 法第30条の17第1項の規定による給付認定の変更の届出は、乳児等支援給付

(こども誰でも通園制度) 認定変更届出書(様式第4)により行う。

- 2 町長は、前項の届出により給付認定の変更を行ったときは、当該届出をした者に対し、乳児等支援給付(こども誰でも通園制度) 認定変更通知書(様式第5)によりその旨を通知するとともに、変更後の乳児等支援支給認定証を交付する。

(給付認定の取消し)

第9条 町長は、乳児等支援支給認定証の交付を受けた者(以下「認定保護者」という。)が、法第30条の18第1項各号に定める場合のほか、乳児等支援給付(こども誰でも通園制度) 認定消滅届出書(様式第6)により給付認定の取消しの申し出をしたときは、当該給付認定を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定により給付認定の取消しを行ったときは、当該認定保護者に対し、乳児等支援給付(こども誰でも通園制度) 認定取消通知書(様式第7)によりその旨を通知する。

(乳児等支援支給認定証の再交付)

第10条 省令第28条の27第1項による乳児等支援支給認定証の再交付の申請は、乳児等支援支給認定証(こども誰でも通園制度認定証) 再交付申請書(様式第8)により行う。

(利用者負担額)

第11条 利用者負担額は、対象児童1人当たり1時間につき300円を標準とし、特定乳児等通園支援事業者が定める額とする。ただし、次の各号に掲げる世帯に係る利用者負担額については、当該各号に規定する額を軽減するものとする。

- (1) 事業を利用する日において生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯 300円
 - (2) 認定保護者の属する世帯の構成員全員について事業を利用する日の属する年度分(4月から8月までの間に事業を利用する場合にあっては、当該日の属する年度の前年度分)の市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満である世帯 200円
 - (3) 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童若しくは要保護児童のいる世帯又は町長が特に支援が必要と認めた世帯 200円
 - (4) その他町長が必要と認める世帯 町長が必要と認める額
- 2 利用者負担額の軽減を受けようとする認定保護者は、あらかじめ町長に東浦町特定乳児等通園支援事業利用者負担額軽減申請書(様式第9)を提出し、町長の承認を受けるものとする。
 - 3 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、利用者負担額の軽減の可否を決定し、東浦町特定乳児等通園支援事業利用者負担額軽減決定(却下)通知書(様式第10)により通知するものとする。
 - 4 認定保護者は、特定乳児等通園支援事業者が指定する日までにこれを納付するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定による認定申請その他の行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

様式第1 (第6条関係)

乳児等支援給付 (こども誰でも通園制度) 認定申請書

東浦町長 殿

年 月 日

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定について申請いたします。

情報閲覧・共有の同意	
------------	--

申請者(保護者) ※児童と同居している方が申請者になります	フリガナ		生年月日		性別		児童との続柄	
	氏名							
	現住所	〒						
	本年1月1日時点の住所		〒					
	前年1月1日時点の住所		〒					
	電話番号			メールアドレス				
利用者負担額軽減の申請								
転入前の市町村での利用の有無								
既に認定を受けている児童の有無 ※認定期間内の児童の有無								

代理利用者	総合支援システムの代理利用者					
	フリガナ			生年月日		児童との続柄
	氏名					
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	〒			
		<input type="checkbox"/> 申請者と異なる				
	電話番号			メールアドレス		

乳児等支援給付 (こども誰でも通園制度) の認定を受けようとする児童	確認を希望する児童の数						
	1	フリガナ			生年月日		性別
		氏名					
		現住所	〒				申請者との続柄
		障害の有無					
		その他配慮すべき事項の有無					
	2	フリガナ			生年月日		性別
		氏名					

		現住所		〒		申請者との続柄		
		障害の有無						
		その他配慮すべき事項の有無						
乳児等支援給付 (こども誰でも通園制度)の認定を受けようとする児童	3	フリガナ				生年月日		性別
		氏名						
		現住所		〒		申請者との続柄		
		障害の有無						
		その他配慮すべき事項の有無						

様式第2(第6条関係)

年 月 日

様

乳児等支援支給認定証(こども誰でも通園制度認定証)

東浦町長

申請のありました認定について、下記のとおり決定しましたので通知します。

乳児等支援支給認定証番号	
児童氏名	
児童生年月日・性別	
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	
認定の有効期間	
交付年月日	
障がい児加算	
医療的ケア児加算等	
要支援家庭児加算	
負担軽減加算	
負担軽減加算適用開始日	

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に東浦町を被告として(訴訟において東浦町を代表する者は東浦町長となります。)、提起することができます。(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第3 (第7条関係)

第 号
年 月 日

様

東浦町長

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請却下通知書

次のとおり認定申請を却下したので通知します。

フリガナ		生年月日	年 月 日生
保護者名		住所	

フリガナ		生年月日	年 月 日生
児童氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
児童氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
児童氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
児童氏名			

却下理由	
------	--

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の

翌日から起算して6月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は東浦町長となります。）、提起することができます。（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第4(第8条関係)

年 月 日

東浦町長

届出者氏名

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定変更届出書
次のとおり、乳児等支援給付認定の変更について届出します。

※変更後の内容で記入してください。

フリガナ		ログインID (メールアドレス)	
保護者名		生年月日	年 月 日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		保護者との続柄	
児童氏名		生年月日	年 月 日生
フリガナ		保護者との続柄	
児童氏名		生年月日	年 月 日生
フリガナ		保護者との続柄	
児童氏名		生年月日	年 月 日生

以下に、変更箇所と内容を記載します。

変更箇所	
変更内容	
変更理由	

様式第5 (第8条関係)

第 号
年 月 日

様

東浦町長

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更通知書

次のとおり給付認定を変更したので通知します。

フリガナ		生年月日	年 月 日生
保護者名		住所	

フリガナ		生年月日	年 月 日生
児童氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
児童氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
児童氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
児童氏名			

変更理由	
------	--

様式第6 (第9条関係)

年 月 日

東浦町長

届出者氏名

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届出書
次のとおり、乳児等支援給付に係る認定の消滅について届出します。

フリガナ		ログインID (メールアドレス)	
保護者名		生年月日	年 月 日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年 月 日生
児童氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
児童氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
児童氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
児童氏名			

消滅理由	
------	--

様式第7(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

東浦町長

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定取消通知書

次のとおり給付認定を取り消したので通知します。

フリガナ		生年月日	年	月	日生
保護者名		住所			

フリガナ		生年月日	年	月	日生
児童氏名					
フリガナ		生年月日	年	月	日生
児童氏名					
フリガナ		生年月日	年	月	日生
児童氏名					
フリガナ		生年月日	年	月	日生
児童氏名					

取消理由	
------	--

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に東浦町を被告として(訴訟において東浦町を代表する者は東浦町長となります。)、提起することができます。(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第8 (第10条関係)

年 月 日

東浦町長

届出者氏名

乳児等支援支給認定証 (こども誰でも通園制度認定証) 再交付申請書

次のとおり、乳児等支援支給認定証(こども誰でも通園制度認定証)の再交付を申請します。

フリガナ		ログインID (メールアドレス)	
保護者名		生年月日	年 月 日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		保護者との続柄	
児童氏名		生年月日	年 月 日生
フリガナ		保護者との続柄	
児童氏名		生年月日	年 月 日生
フリガナ		保護者との続柄	
児童氏名		生年月日	年 月 日生

以下に、申請理由を記載します。

申請理由	
------	--

様式第9(第11条関係)

東浦町特定乳児等通園支援事業利用者負担額軽減申請書

年 月 日

東浦町長

住 所
保護者 氏 名
電 話

次のとおり、特定乳児等通園支援事業に係る利用者負担額の軽減を申請します。

児童氏名		生年 月日	年 月 日生
児童氏名		生年 月日	年 月 日生
児童氏名		生年 月日	年 月 日生
認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
軽減申請の理由		摘 要	

様式第10 (第11条関係)

第 号
年 月 日

様

東浦町長

東浦町特定乳児等通園支援事業利用者負担額軽減決定（却下）通知書
 特定乳児等通園支援事業に係る利用者負担額の軽減については、次のとおり（決定・却下）しましたので通知します。

児童氏名		生年 月日	年 月 日生
児童氏名		生年 月日	年 月 日生
児童氏名		生年 月日	年 月 日生
利用者（保護者）氏名			
住所			
認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
軽減決定の理由	摘要		
却下の場合の理由			

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者

は東浦町長となります。)、提起することができます。(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。